

第15回消費者団体訴訟制度検討委員会議事要旨

1. 日時 平成17年6月23日(木) 14:00~15:55
2. 場所 中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室
3. 出席者

(委員会)

山本委員長、岩佐委員、上原委員、大河内委員、大村委員、鹿野委員、川本委員、小塚委員、齋藤委員、品川委員、高橋委員、角田委員、寺田委員、長野委員、坂東委員、升田委員、三木委員

(事務局)

田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、鈴木室長 ほか

4. 概要

- 資料について事務局より説明の後、大要以下の議論が行われた。

- ・ P24「②管轄裁判所の決定」について、普通裁判籍を基本とする理由として、「個別具体的な被害者の救済を求めるものではないこと」を挙げているが、論理の結びつきが理解できない。民事訴権を与える以上、民訴法が基本となるべきであり、例外を設ける理由としては不適當。「同時複数提訴の弊害」については、併合・移送の規定を設ければいい。審級が異なる場合は移送・併合できないが、既判力は他団体に及ばず、審級の異なる裁判所で事業者が同時に応訴せざるを得ないことは予定されており、理由にならない。「制度の円滑な運営」は中身が不透明であり、事務局に説明を求めたい。結局、事業者の負担を軽くするのが中身かと思うが、差し止められるべき行為を各地で行って行けば、各地で訴訟提起されるのは当然のことであり、過重な負担というのは公平を失った考え方。審理の都合及びこの訴訟が事業者の違法な行為を差し止めるという不法行為に似た性質を有することからすると、不法行為の特別裁判籍に準じて、行為地に管轄を認めるべき。少なくとも、民訴法の解釈に委ねるべき。また前回の議論で、事務局案に異議があると思われる委員はほぼ半数近かったと思う。意見の拮抗状況からすると、行為地管轄を認める意見、民訴法どおりとする意見も併記されるのが委員会の取りまとめとして妥当。この点再考頂ければと思う。

P9「推奨行為」について。事業者団体によるモデル約款で不当なものとしては、廃止された銀行取引約款のひな形の事例など多々あり、事業者の推奨事例としては、賃貸マンションの管理会社の事例がある。これらは推奨者に対する直接的な差止めが最も効果的であって、当該約款の作成者を訴訟当事者とするのが審理の充実の観点からも極めて効果的。また事業者、特に独自に約款を作成することが困難な中小事業者にとっても、いきなり差止訴訟の

負担を負うことが妥当か極めて疑問であり、再考願いたい。推奨行為を対象としない場合、敷金問題の解決のため、不当条項を使用している全ての家主を相手に差止請求する事態にもなりかねず、家主にとって大きな負担。推奨行為の具体的範囲としては、ドイツのようにモデル約款を書いた本の出版まで対象にすべき、とは言わないが、事業者が他の事業者に対して個別の契約による使用を前提として勧める行為、また、事業者団体によるモデル約款の設定を対象とすべきである。

その他民法の詐欺・強迫、公序良俗が入っていないのも残念。

また資金的な援助が全く考慮されていないことも本制度の公益性的性格を考えると疑問。

管轄と推奨行為については、両論併記した上で、更なる検討をする必要がある形に、修文して頂きたい。

管轄については、P24 管轄の一段落目「との意見がある一方、審理の都合、効果的な制度運営の観点から事業者の行為がなされた地又はなされる蓋然性のある地を管轄する裁判所に管轄を認めるべきであるとする意見、民訴法どおりの管轄が認められるべきとの意見があり、更に検討する必要がある」とし、「なお」以下は削除する修文を提案したい。

推奨行為については、P9「可能である。これらを踏まえ、いわゆる…」と続いて、「は慎重に」を削って頂ければと思う。

- 「制度の円滑な運用」の趣旨としては、訴訟の手続ルールの明確化を図ることにより制度を有効・適切に運営するという視点が大切と考えており、管轄裁判所に関する民訴法の基本原則が必ずしも明確でないことや、本制度における差止請求が全く新しい種類の訴えであることを踏まえ、管轄裁判所は法律に明記しておく必要があるという趣旨、それと、一般論としての制度の円滑な運営という趣旨である。
- ・ 制度の明確化や、一般論としての制度の円滑な運営、から普通裁判籍への限定がどう出てくるのかももう少し示して欲しい。
- ここは前回と結論が同じだが、検討委で現時点で概ねのコンセンサスが得られている記述振りとしては、これがギリギリかと私どもは理解して、そう書いている。その上で、前回は、管轄裁判所を決める視点を全く書いていないという御指摘を頂戴したので、制度の特徴に鑑みて、管轄裁判所を決定していく3つの視点を並列的に並べると整理である。
- ・ やはり、今の説明からすると、普通裁判籍を基本とするという論理が出てくるのは私自身としては理解できない。
- 当委員会でいろんな意見が管轄について出たが、普通裁判籍所在地と合意管轄の二つぐらいまでは殆どの委員は、広いコンセンサスとして認めておられるだろう。普通裁判籍にかかっている説明書きは論理必然的にそうなるというよりは、そういう観点を色々総合的に判断

してという意味で記述している。これは前回そうすべきという意見があったのでそれを踏まえて記述しているというのが、事務局の説明であったかと思う。

- ・ 普通裁判籍所在地を基本とする考え方からすれば、一定の例外が前提となっており、双方当事人の合意管轄は当然認められるもの。とすると、例外の具体的事例としてこれが適切かという判断も必要。従来議論の大きな流れからすると、行為地を中心とする考え方が記載されるのが筋。双方当事人の合意による管轄はコンセンサスが得られたという委員長の発言もあったが、普通裁判籍を基本とする以上、合意管轄を否定することはあり得ず、議論が出てこないのは当然。その関連で「など」に何を考えているか、また、双方当事人による合意管轄の具体的なイメージを説明頂きたい。

→ 前回までの議論の蓄積で概ね合意が得られていると我々が受け止めているのは普通裁判籍所在地プラス双方当事人の合意による管轄程度かなということで、こう記述している。営業所とか行為地という意見もあったが、それをもってこの検討委で概ねコンセンサスを得られているとは受け止めておらず、そういう意味でこの「など」は空欄・空白という扱い。

双方当事人の合意による管轄のイメージについては、この制度では多くはまず事前交渉から開始すると考えられるが、例えば東京に主たる事務所がある事業者の例えば札幌支店などで事前交渉が開始され、暫く相対交渉が行われていたが、どうしても合意に至らず訴えが起こされるといえるケースが想定される。その場合には、お互い地元の弁護士なども関わっていることも大いに考えられるので、例えば、札幌地裁で起こすというケースも考えられるのではないかという理解。

- ・ 民事訴訟の原則と現行の日本の民訴法の原則が同じという前提ならば議論が混乱する。訴訟を提起する場合、相手方の所在地が大原則。これに対して民訴法は各種の訴訟があり、それに応じて特別裁判籍を認めている。基本的には被告会社の所在地とするのがいろんな意味で公平、おそらく世界的にもそう。これが原則と言え原則。したがって「民訴法が原則であり、不法行為の特別裁判籍等があるから、直ちに本件についても原則的な取扱いをなぜ外すのか」という議論はやや根拠が足りない。「合意管轄は原則であり、どこでも合意があればできる」という指摘もあったが、制度上はそうっていない。管轄の性質によっては合意があってもその裁判所では提訴できず、合意管轄が原則的内容の一つをなすとは認められていない。基本的に重要なのは、本件の差止請求について、請求権を行使するのに、当事者双方の公平、その他事情を考慮して、どこに管轄を認めるのが必要かを問うべき。違法な行為をしたから、当然提訴に必ずべきということにはならない。民事訴訟では勝ち負けは最終的には最高裁の判断を待たなければ決まらず、第一審、しかも訴えの提起の段階で、おまへは違法であるから当然この管轄を認めるべきという根拠は全くない。基本的な事情を考慮して政策的にどうするか、今回の差止請求権はどういう根拠、必要性で認められるかを重視すべき。団体訴訟制度における差止請求権は、従来の法制度・理論を２段階飛躍しており、相当

政策的な権利である。これを踏まえると、報告書案で提案されている考え方が合理的。他方、先ほど指摘されている点については、確かに個別の点は色々言うてはいるが、いずれも根拠とはなり得ない気がする。

→ 管轄等に関し修文提案もされているが、他の委員はどのようにお考えか、意見を聞かせて頂きたい。

- ・ 全国どこでも訴訟を提起するようなネットワークを持った消費者団体によって事業者の主たる事務所の所在地以外のところで訴えを提起された場合、小規模事業者は著しく不利益になることを考えた場合、管轄は、普通裁判籍所在地に限り、例外は原則認めるべきではない。報告書の書き方でギリギリやむを得ない。不当な事業者を弁護する気はないが、不当か否かは裁判の結果によって最終的に確定するということと、遠隔地で逆に不当な裁判を起こされた場合に、最初から中身がいかにも不当であっても、ごめんなさいと言わざるを得ない立場に立たされる事業者のことを考えた場合、民事訴訟の原則に則って考えるのが適切。

- ・ 民事訴訟、民訴法の原則を押さえつつも、この制度自体が、政策的判断ということで検討されているものと理解。先ほど委員長は概ねの合意が得られるのが普通裁判籍プラス当事者合意とおっしゃったが、ある意味でそういう言い方はできるが、別の言い方をすると、最も狭い範囲にしようというのが報告書の記述であり、最も広くは行為地まで含めよう、また、その中間のような形で、営業所の所在地まで含めていいのではないかという意見があったと思う。その点、今回の案は、前回からそうだが、最も狭い範囲で提案されている。それについては、これで確定的ということではなく、更に今後検討の余地を残すというような報告書の在り方はあり得ないだろうか。

P12 活動実績の件について、脚注の追加には賛成だが、現実問題として消費者団体が「合併」する事態はあまり考えられない。「いずれも満たす団体が構成員となって新団体を結成」という形に修文して頂くと実態にも即して来る。

- ・ 民訴法の特別裁判籍をどのように位置付けるか、といった観点からいろいろな議論があると思う。検討委では、制度をどのように活用していくかという視点から様々な提案が出されてきており、そこで議論されてきたことを残すべき。したがって冒頭の提案に賛成したい。

- ・ 基本的に管轄、推奨行為、財政支援について冒頭の意見に賛成。私もこういう制度が作られることにももちろん賛成しているが、全体的に消費者団体訴訟制度という名で作られる制度なのにもかかわらず、ハードルが高すぎて、手を挙げられる団体が本当にどれくらいあるのか疑問を持っているし、制度の行方に不安を感じているので、是非、少し修正して欲しい。

- ・ 管轄について、私はこの報告書で方向としてはよいと思っている。ただ、前回私が指摘し

た点でもあったが、普通裁判籍所在地に限る理由について、今回は具体的理由が示されたが、「個別具体的な被害者の救済を求める訴えではないから」は、理由が確かに不明確と思う。むしろ、「訴権を特別な政策的配慮によって団体に認める」ということが重要。そのように理由を改めた上でこの提案に賛成したい。

- ・ 冒頭の意見に端的に言えば賛成だが、裁判管轄、民商法、推奨行為、財政支援の問題いずれも前回具体的な修文として、「慎重に」を外して欲しいと申し上げたが、そういう各委員の意見を採用、不採用にした基準が理解できない。事務局は表現を適正化したというが、役所言葉で国民には非常に分かりにくく、国生審消費者政策部会の報告書としては適切でない。方向性としてコンセンサスが得られていることだけを書くというスタンスという説明があったが、当委員会はそのために設けられたものとは全く理解していない。国民の信任に答える必要がある。委員の一人として非常に忸怩たる思い。これまで各委員が多様な意見を述べてきたものが報告書に反映されないならば、議事録を一つ一つマスコミの方々にもトレースして頂かねばならないし、複雑難解になると思うので、できればこの場で、採決を採るなり、いろいろな手段があると思う。
- 最終報告書の記述のスタンスとしては、全体として検討委員会として広いコンセンサスを得られた範囲で、できる限り方向性を示すということで整理している。管轄の問題については本日広く認めるべきという意見が有力に主張されたが、しかし限定すべきという意見も同じように有力に主張された。そこで行為地を認めることにコンセンサスが得られたという形で、記述することは困難であろうという考え方で、原案のようなまとめをしている。そういった点をご理解頂いた上で、更に今までの議論を踏まえた上でどういうまとめが一番適切かという観点からご意見をいただきたい。
- ・ 私も結論から言うと、基本的に、裁判管轄、推奨行為について冒頭の意見に賛成。特に、裁判管轄については、普通裁判籍の所在地に限定するという意見とともに、限定すべきでないという意見も対等ぐらいの形で述べられてきたと認識。にもかかわらずP24の文章を読むと、限定する方向だけが記述されているように思う。行為地にするという形に記述を変えるのは、これもまた一方の意見だけを反映した形になるので難しいと思うが、少なくとも二つの意見があったということそのままと伝える形でまとめて頂ければと思う。
- ・ 私は基本的に管轄については差止請求権が相当政策的な権利であることを踏まえ、提案されている考え方が合理的という意見である。普通裁判籍が基本で、プラス特別裁判籍をどう考えるかというところと思う。これだけ意見が分かれることに関しては、「一定の例外を認める必要がある」に対して、「行為地等もあるが、それについては慎重な検討を要する」とし、議論が沸騰したということについて書いた方がいいと現時点では思っている。
推奨行為も最終的な結論は慎重に検討する必要があると入れているので、「と言う意見も

あるが」、それについては慎重に検討というようなトーンにしたらよい。

- ・ 私もどちらかと言われれば管轄、推奨行為、民商法、財政支援につき冒頭の意見に賛成。先ほど全国どこでも訴訟ができるネットワークを持っている消費者団体という表現があったが、実際に消費者紛争が起こった場合に、適格団体が全国的にできる状況があれば報告書の表現でよいが、今の現実からいくと、全国的に、例えば47都道府県の県庁所在地ぐらいにはできるという状況はとてもあり得ない。議論の流れを見ると、両方の意見があったと併記されるのが管轄裁判所については、よろしいと思う。

P26の情報面における環境整備について。個別の消費生活相談情報だけでなく、「その他の情報」も加えてもらったのは良かったが、消費生活センター、国民生活センターといった、センターという名称のものだけでなく、いわゆる消費生活相談の窓口がもう少し広く含まれると考えていいのかどうか確認したい。

→ 後者については、いわゆるセンターに限定しているというものではない。

- ・ 管轄は、原案どおりでよいと思っている。「個別具体的な被害者の救済を求めるものではない」というのも、そんなにおかしな理由付けではない。今回の訴訟は客観・抽象的な訴訟であり、事件性を薄めているところに特徴がある。

両論併記の意見が出ているが、「こういう意見が出たが慎重に検討すべき」という形であれば分かるが、そうでなく「Aという意見もあり、Bという意見もあった」というならば、私も両論併記を提案したい点は多々ある。本報告書の取りまとめ方としてコンセンサスにしないということならば明示的に意思決定してもらいたい。そうすれば具体的に問題提起したい。

P12の脚注で、合併に限定するのは狭いかもしれないが、他方で既存の消費者団体が構成員となって新団体を作るとなると、単に構成員があるのか無いのか、それに伴い団体の機構の在り方や目的が変わってこないか等いろいろな問題があり、やや広い。事務局の意図するところは実質的に同一性が認められることと私は理解しており、そのような表現なら理解できる。

推奨行為については、借家契約について管理会社等が推奨する事例以外についてはあまり具体的な問題提起がなされていない。むしろ学者、弁護士が書式集を出すこと等は、まさか推奨行為として差止めの対象ではないのではないかと、という意見もあったところ。個別の非常に具体的な事例のみ採り上げて一般的な書き振りをするのは、いかがなものか。当該事例について言えば、管理会社自体を事業者として認定していくという解釈論ができるのではないかと。また、そう工夫するのが、適格消費者団体とその代理人の弁護士の技量ではないかと。仮にそれのみが問題ならば、推奨行為について判断するのは時期尚早。

- ・ 管轄については、仮に原案より管轄を広げるべきとしても、行為地管轄は妥当でない。

3つ理由があり、一つは約款条項の差止めのケースで、行為地という概念がどうなるのか、わかりにくい気がする。2つ目。将来不当な行為がなされる「おそれ」を取り込む場合に、無限定になるのではないか。3つ目。訴訟法の観点からだが、元々現在の民訴法にも行為地管轄の一つの例として、特別裁判籍としての不法行為地管轄があるが、これはなかなか悩ましい管轄であり、不法行為・違法行為があった地と言うが、不法行為・違法行為があったかどうかは裁判してみないと分からない。結局、不法行為があったということを簡単に立証した上で、審理に入ることになるが、本案の内容を部分的に先取りしないといけない。管轄原因としてはかなり異例の管轄原因であり、場合によっては、それにかこつけて本来訴えを提起されるべきでない地で提起される可能性を含んでいる。そういうことで行為地管轄は色々不明確な点がある管轄原因なので、それを付加すべきというのは賛成しがたい。ただ個人的には営業所の所在地管轄は場合によっては付加してもいいのではないかと思っている。行為地管轄を付け加えるべきと言う委員が行為地管轄に固執しているのなら、私は原案のままでもいいと思うし、営業所所在地のようなものも考える余地があるのなら別な議論になり得る。

- ・ 基本的に管轄に限らず全体の提案は従来の大変な回数にわたり議論したところをきちっと書いていると考えており、賛成である。

私も個別細かいところではニュアンスが違う、別の意見も言ったはずというのも多々あるが、ゼロから議論しようというならともかく、今回をもってまとめて制度化に向けていくということである。

管轄も原案どおりで賛成。基本的に本件は新しい制度を作るということで、消費者団体に特別の権利を付与する、消費者個人が持っていない権利を集合して更に付与するという、二重の意味で特別な政策的権利を付与するというのが背景にあり、したがって、まずは被告の普通裁判籍というのが制度設計の理由付けになっている。それに対し、弁護士、消費者団体として訴える時に都合のよいようにという考えは適切でない。しかし、この審議会は新しい制度を作る、制度に相応しい在り方は何なのか、という観点で収斂しつつあると思うので、同じような分かれた意見があると言っても、仕様がなない。そういう意見があった、そういう意見も強いというなら他も全部出てくるわけであり、そういう意味で、結論として原案に賛成。

- ・ 委員会のまとめ方としては、多数決を取るのか。
- 報告書全体が広いコンセンサスで承認されたという形で採択されるのが、国民生活審議会の部会や委員会の良き伝統ではないだろうか。
- ・ 推奨行為あるいは差止対象の点については、消費者保護の観点から特に認められる権利ということで、消費者契約法・消費者契約法体系を前提として差止対象を考えるべきである。それ以外の意見があるが、それは意見があったという程度に留めておくべき。

管轄は、もし本店所在地以外を認めるとすれば、営業所所在地、営業所を出している以上はそういう予測可能な状況の下で、出しているの、そこに、必要があって管轄を認めること自体は、普通裁判籍の考え方から言っても矛盾しないと考えており、もし拡大されるということなら、他の特別裁判籍よりは、はるかに合理的。

- ・ コンセンサスが得られない点は書かないのか、あるいは書くとしたらどのように書くのかという複数の委員の意見があった。その場合「慎重に検討する必要がある」という書き振りがよいという意見と、「意見があった」という書き振りがよいという意見があるが、「慎重に検討する」ということは「やらない」というのが私の理解である。「慎重に検討する」とはどういう意味なのか確認したい。また「慎重に」検討するとは、どういう場で検討するのを期待して記述しているのかを確認したい。

- 「慎重に検討する」としか答えようがない。両論出たが、コンセンサスが得られなかった、それを一々両論併記すると、全部書かなくてはならず、およそこの問題についてコンセンサスが得られていないと世の中に発信することになる。制度の円滑な立ち上げの観点を踏まえると、原案の書き振りがスムーズなのではないかという判断から記述している。

- ・ 推奨行為を差止対象とした方が、中小企業は巻き込まれなくてよいのではないかという委員の発言があった。確かに、事業者と消費者の関係ならば消費者を保護する必要がある。しかし、推奨行為は事業者と事業者との関係であり、推奨された約款を採用するかどうかについては自己責任が問われるべきである。原文のままでは結構である。
P12「団体の規模」について、構成員の数を採用しない形になっている。何人が望ましいのかという技術的な問題はあがあるが、規模は団体の活動のバロメーターになる。

- ・ 推奨行為を差止対象とすべきかどうかの考え方を述べたい。クレジットカードトラブルやIT関連などのトラブルが発生する可能性があり、その際にどのような契約の在り方がよいのかという試案が、検討され公表され世間に問われることがあり得る。それが推進されることにより、その結果として良いものが生き残るわけである。これらの動きに対して萎縮効果を生じさせることに対しては、慎重に取り扱って欲しい。
管轄については、現状からどこまで踏み出すかの観点から考えるべきである。制度を成功させることを考えるならば、二歩、三歩踏み出すことより、まず第一歩から踏み出すべきではないか。原案に賛成である。

- ・ 報告書全体としては、できるだけ消費者の観点を重視して、多くの委員のコンセンサスが得られたところがとりまとめられたものと思う。
推奨行為に関しては、個別の事業者が使用する推奨された約款が差し止められれば、それが世間に広まり、周知される。そうなれば、推奨した事業者団体は、判決が出たことにより

もう一度見直して改善するのではないか。真つ当な事業者団体ならば、判決を踏まえて改善のステップに入るだろう。したがって、推奨行為を対象としなくても大きな違いはないのではないか。

管轄に関しては、どちらかというとな営業所的なものは入った方がよいという感じを持っている。

P26「②情報面における環境整備」に加えられた4行については、国民生活センター、消費生活センターは現に取り組んでいる。提供の主体としては、できれば国民生活センター等に限ることなく、広く公的機関が含まれたほうがよい。

個別の論点に関する意見は若干異なるところはあるが、次のステップとして今後の立法化に向かうためには、意見がまとまりにくいところが記述されないのはやむを得ないだろう。

- ・ 管轄に関して、行為地を管轄と認めるべきと主張しているのは、訴えの提起に都合がよいからではなく、証拠収集、審理の都合の理由があり、また、被害が起きたところで被害の救済が図られるべきと考えているからである。

営業所管轄に関しては、先ほど述べた民訴法どおりという考えは特別裁判籍の営業所管轄が入っており、営業所管轄を含め得るのなら含めた方がよいという趣旨を含んでいる。営業所管轄が過半数の委員の合意が得られると思うので、営業所管轄でまとめられるのなら、そうしていただきたい。

- ・ 特別裁判籍に関わる部分について本文には記述がない。管轄の問題は特別裁判籍をどのように考えていくのかに繋がっている。「なお」以下については、「なお、こうした趣旨を踏まえつつ、特別裁判籍による管轄を認めるべきかについて検討する必要がある」と修文できないだろうか。

→ 営業所管轄を加えることについて、他の委員はどのように考えるか伺いたい。

- ・ 営業所に実体があるものならばよいが、名目的なものも多い。また中小企業の場合には存在するとしても人員的に裁判には対応できない営業所もある。営業所という表現で対象としてよいかは、なお慎重に検討する必要がある。

- ・ 営業所といっても様々な形態の営業所があるのは事実である。中小企業の場合、大変なケースが確かに想定される。訴訟における攻撃防御が対等にできるという前提が必要だろう。その基準は難しい。思い当たるところとしては、商法の大会社も可能性としては考えられると思うが、いずれにせよ営業所の実体、その線引きの適切さ、裁判所の営業所の認定の基準など難しい問題がある。

→ いくつかの論点につき、修文の意見が出たが、それとは異なる意見も出された。修文の意

見に対して、当委員会としては概ねのコンセンサスが得られたとは言いがたいと判断している。しかし、個別の論点につき、具体的な修正意見もあり、また、反対の意見がなかった点について細かい修正が必要かどうか、事務局とも相談してお示ししてお諮りしたいと思うので、暫時休憩とする。

[休 憩]

→ 数多くの論点につき、修正意見や原案維持意見など様々な意見が出されたが、結論としては、報告書のとりまとめのための基本的な考え方である「概ねのコンセンサスが得られた修正」は必ずしも多くなかったと思う。

民商法を差止対象とするかについては両論示された。

推奨行為を差止対象とするかについては、「差止の対象とすべきではない」という意見が本日は多かった。

管轄についても、甲論乙駁であり、原案に修正を加える広いコンセンサスが何らかの点で得られたかということ、かなり懐疑的にならざるを得ない。

財政支援についても、積極論があったが、原案賛成という意見が本日あるいはこれまでの審議の中で出されており、修正について広いコンセンサスが得られたとは言えない。

管轄については、団体に差止めの実体権を与えるという我が国初めての制度を導入するに当たってのいわばポリシーメイキングとしてどこまで管轄を認めるかということについての皆様の意見を集約して、広いコンセンサスは得られたのは原案の記述までであり、そこから先はそれと同質のコンセンサスは得られなかったのが、当検討委最後の書き振りとしては、「など」とせざるを得ないのではないかと。したがって、「など」と記述させて頂き、また、本日の委員のすべての意見は、議事録に記録されホームページで公開されるわけであり、この取扱いでご理解いただきたい。

もう一点、P12注9に関して、形式上の「合併」だけでは狭すぎるという意見が出された。他方、修正して「構成員になって」とするのは、広すぎるのではないかと意見が出されたところである。したがって、実質上の合併というケースを念頭において、合併「する等」と、3文字を追加するということにしたい。

事務局とも一つ一つ本日の議論について広範なサポートを得られたかどうかを吟味した結果であり、この修正をもってご了承いただければと思う。

○ 上記の方針につき、検討委員会です承された。また6月30日に開催される消費者政策部会に委員長から本報告書について報告することとされた。

・ 6月30日の消費者政策部会の前に、本日の検討委員会の議事録を即刻作成して、部会の審議に資するよう部会委員に早く公開してほしい。

→ 少なくとも議事要旨に関しては部会に必ず間に合うようにしたい。議事録については厳し

いと思うが、少なくとも議事要旨に関しては間に合わせたい。

- ・ 議事要旨に関しても、各委員に発言の確認の作業をとっていただきたい。
- 当委員会設置時に決定された「消費者団体訴訟制度検討委員会運営要領」には、「議事要旨」については「発言者名を記載しない議事要旨を、会議において公開した会議資料とともに、会議終了後おおむね2日以内に公表する。」と規定されている。他方、「議事録の公表」については「発言者名を記載した議事録を、会議終了後おおむね1か月以内に公表する。」と規定している。
- 昨年5月以来、15回にわたり、大変熱心にご審議をいただいた。その結果、本日、最終報告をとりまとめていただき、心より御礼申し上げます。
この報告書は、来週30日に予定されている消費者政策部会に報告することとしているが、その上で、内閣府としては、この報告をもとに、法制化作業を進め、平成18年通常国会への法案提出を目指して、全力で取り組んでまいりたい。
今後の法制化作業の過程においては、消費者、事業者をはじめ関係各方面との説明会、意見交換会を開催するとともに、法案骨子を年内のしかるべき時期にパブリックコメントにかけることを考えており、その過程でコンセンサスの得られたものは法制化作業に反映させることもあり得ると考えている。委員の皆様方にも引き続きご支援を賜るよう、お願い申し上げます。

— 以 上 —

※速報につき、事後修正の可能性あり。